平成28年5月9日 危機管理案危機管理課

練馬区国民保護協議会委員の変更について

1 変更の経緯と変更点

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議(平成16年6月14日)において、国民保護協議会と防災会議は、一体的かつ円滑な運営を可能とするための措置を講ずることとされており、平成18年に国民保護協議会を設立した際は、防災会議と同じ委員構成とした。その後、防災会議については、平成24年度に災害対策基本法が改正され、地方防災会議の委員構成の見直しが図られたこと等から、練馬区防災会議条例を改正し、下記防災会議委員を追加した。このことから、国民保護協議会委員についても、下記委員を追加する。

- 2 平成24年度に追加された防災会議委員
 - (1) 自主防災組織を構成する者 練馬区老人クラブ連合会 練馬区障害者団体連合会 練馬区立中学校PTA連合協議会 練馬区小学校PTA連合協議会 練馬区私立幼稚園協会 防火女性の会 心のあかりを灯す会
 - (2) 学識経験のある者 練馬区男女共同参画懇談会 常葉大学大学院環境防災研究科
 - (3) 指定地方行政機関の職員 東日本高速道路機関東支社三郷管理事務所

【参考】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議(平成 16年6月14日):「都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に 当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能と するために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。」